

奈良県告示第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宝池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年二月九日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	野田 隆志	宇陀市室生向湊三四二〇
〃	福井 賢司	〃 七七八
〃	飯降 総治	〃 四二六一
〃	飯降 信彦	〃 四一五六
〃	西山 雅彦	〃 三四二七
〃	今西 一徳	〃 三四六一
〃	小廣 保志	〃 四〇七七
〃	石上 利徳	〃 四〇四七
〃	飯降 哲夫	〃 三五六七
〃	野田 佐十郎	〃 七三一―二
監事	福井 紀夫	〃 八四一
〃	西山 悦司	〃 三八五五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	大門 正司	宇陀市室生向湊四二二九
〃	浦中 章正	〃 四二二七
〃	飯降 総治	〃 四二六一
〃	上田 義尚	〃 四一四〇
〃	野田 隆志	〃 三四二〇
〃	中村 好	〃 三四五八
〃	出口 和子	〃 四〇九六
〃	井戸上 正三	〃 四〇〇三
〃	廣嶋 勝彦	〃 三六一五
〃	滝倉 勲	〃 三四五

〃 〃 監事

岡本 福井 西山  
安弘 賢司 悦司

〃 〃 〃

三一五 七一八 三八五五